

特別養護老人ホーム喜久寿苑【身体的拘束等の適正化のための指針】

指 針

1 基本指針

(1) 身体拘束禁止に関する考え方（『身体拘束禁止に関する指針』）

『身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳を護り、利用者主体のサービスを追求する立場から、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。』

(2) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を禁止している。身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為の具体例を下記に示す。

（身体拘束の具体例）

- 1 徘徊や転落しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 2 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 3 皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 4 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- 5 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する
- 6 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 7 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 8 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 9 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

(3) 身体拘束がもたらす多くの弊害

身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為の結果もたらされる弊害について下記に示す。

（身体拘束がもたらす多くの弊害）

- 1 身体的弊害・関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害・食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性
- 2 精神的弊害・不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発・家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔・看護・介護スタッフが誇りを失い、士気が低下する
- 3 社会的弊害・看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、当法人各施設に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがある・身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす

(4) 職員倫理行動基準の遵守

当法人の職員（常勤・非常勤並びに職種・役職を問わず）は、身体拘束の例に示すような身体拘束を禁止し、職員倫理行動基準の定めを遵守して行動する。

(5) 身体拘束禁止に向けた組織的な取り組み

当法人が経営・運営する各施設は、「生活の主体はその人自身」であり「人と、社会と、関わりあって生きる普通の暮らし」を支援（ケア）するため、利用者個々に適合する適切な支援方法を組織的に実施する。また、認知症を正しく理解するための教育・訓練を通じて「基本となる支援」を学びまた質を高め、「身体拘束ゼロ」の施設を目指す。家族に対しては、入所当初並びに定期的に、身体拘束禁止に対する当法人の取り組みに関するインフォームド・コンセント（実施内容、それに伴うメリット・デメリット）として「特別養護老人ホーム喜久寿苑の身体拘束禁止の取り組みに関する説明書」により、同意を得る。